

○財務省告示第百八十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年六月二十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年七月十日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百六  
十四回）  
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を  
図るための公債の発行の特例に  
関する法律（平成二十四年法律  
第百一号）第三条第一項及び特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下  
「国債市場特別参加者・第I非  
価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の



十四	十三	ロ	十一	九	八												
初期 利子	の経過 払込 み	利率	行争 入札 発	非争 入札 発	者争 入札 発	特別 第I 加	国債 市場	入札 競争	発行 価格	発行 価格	発行 価格	振替 単位	最低 面金	行争 入札 発	非争 入札 発	者争 入札 発	特別 第I 加
<p>金額を支出する。ただし、支出した</p> <p>平成三十年九月二十日支</p> <p>と、次算式による</p> <p>平成三十年九月二十日支</p>	$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{99}{365}$	<p>年〇・五パーセント</p> <p>募入金決定の通知を受けた者は、</p> <p>払込金額を加え、次の算式による</p> <p>り算出した金額を第二号に規</p> <p>定する。期日に払い込むものとす</p>	<p>十三銭</p> <p>額面金額百円につき九十九円九</p>	<p>十額</p> <p>十銭以上そのれぞれの応募価</p>	<p>十額</p> <p>十銭以上そのれぞれの応募価</p>	<p>平成三十年六月二十七日</p>	<p>す。の整数倍の金額によるものと</p>	<p>の記載又は記録は、最低額と</p>	<p>振替法の規定による振替口座簿</p>	<p>五万円</p>	<p>振替単位</p>	<p>行争入札発</p>	<p>非争入札発</p>	<p>者争入札発</p>	<p>特別第I加</p>		

二十 十九 十八 十七 十六 十五  
 払込期日 入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の第二期利子

平成三十年六月二十七日

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日  
 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い  
 て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る  
 利 子 を 支 払 う 。  
 平 成 五 十 年 三 月 二 十 日  
 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円  
 日 本 銀 行  
 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.5}{2} \times \frac{1}{2}$$

が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、  
 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う ( 以 下 、  
 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て 規 定  
 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。 ) 。